

# 愛知県公報

発行／愛知県 編集／総務局総務部法務文書課 (毎週火・金曜日発行)

## 目次

### 告示

○桜淵県立自然公園に関する公園事業の変更	第471号	(自然環境課)	1
○保安林の指定の解除	第472号	(森林保全課)	2
○指定施業要件変更予定保安林	第473号	(同)	2
○指定施業要件変更予定保安林	第474号	(同)	3
○都市計画道路事業の認可 (尾張都市計画道路事業3・4・75号江南通線)	第475号	(都市整備課)	3
○附帯設備使用料を徴収する県営住宅	第476号	(公営住宅課)	3

### 公告

○大規模小売店舗の変更の届出	(商業流通課)	4
○大規模小売店舗立地法による市町村の意見書の概要	(同)	5
○土地改良区の役員の住所変更 (東浦町土地改良区)	(農地計画課)	5
○森林法第189条の規定による掲示	(森林保全課)	5
○公共測量の実施	(用地課)	6
○土地区画整理組合の理事の氏名及び住所	(都市整備課)	6
○開発行為の許可に基づく工事完了	(建築指導課)	6
○愛知県がんセンターで使用するガスに関する一般競争入札 の実施	(経営課)	6

## 告示

### 愛知県告示第471号

愛知県立自然公園条例(昭和43年愛知県条例第7号)第8条第1項の規定に基づき、桜淵県立自然公園に関する次の公園事業を変更した。

なお、その関係図面は、愛知県環境局環境政策部自然環境課、愛知県東三河総局新城設案振興事務所及び新城市役所に備え付けて一般に縦覧する。

令和5年12月5日

愛知県知事 大村 秀 章



公園事業の種類(名称)	位置
宿舎(さくら別館)	新城市(桜淵集団施設地区)

愛知県告示第472号

森林法(昭和26年法律第249号)第26条の2第1項の規定に基づき、次のように保安林の指定を解除する。  
令和5年12月5日

愛知県知事 大村 秀章

- 1 解除に係る保安林の所在場所  
田原市赤羽根町明神31の3、31の9
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由  
指定理由の消滅

愛知県告示第473号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第29条の規定に基づき、次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

令和5年12月5日

愛知県知事 大村 秀章

- 1(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
豊田市矢並町法沢718の1、718の3
- (2) 保安林として指定された目的  
水源の涵養
- (3) 変更後の指定施業要件  
ア 立木の伐採の方法  
  - (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
  - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 イ 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- 2(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
豊田市宮前町一丁目38の13、三丁目78の5、78の6、79の3、79の4、83の2、84の2、98の2、五丁目19の6、21の3、21の4、23の12、六丁目27の2、27の3、室町四丁目16の1、16の3、16の4、五丁目8の2、35、45、47、49の1、矢並町大坪886の2、桑原田777の3から777の5まで、780の1、780の2、香沢861の3、862の6、865の4から865の6まで、872の2、875の11、清徳908の2、911の1、912の2、913の2、915の2、916の2、918の1、920の8、921の2、940の2、940の3、百伏739の1、742の1から742の5まで、742の9、742の11、743の1から743の3まで、744の1、745の1から745の3まで、745の5から745の11まで、745の15、745の17、745の20、745の21、745の23、746の1、746の4、747の1、748の1、752の3、754の1、754の4、松平760の7から760の10まで、765の1、765の2、向田809、810の4から810の7まで、812の2、816の3、817の2、820の3、820の4、823から827まで、828の1、828の2、和合947の2、949の3、949の4、950の2、951の2、959の15、966の2、966の3、980の4、980の5、980の9、985の5から985の9まで、ワツパ1004の1から1004の5まで、1005の1、1005の4、1005の5、1005の7から1005の10まで、広幡町塚之前23の2(次の図に示す部分に限る。)
- (2) 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件  
ア 立木の伐採の方法  
  - (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
  - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛知県農林基盤局林務部森林保全課及び豊田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

愛知県告示第474号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定に基づき、次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

令和5年12月5日

愛知県知事 大村 秀章

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
豊田市夏焼町クダリヤマ495の9（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛知県農林基盤局林務部森林保全課及び豊田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

愛知県告示第475号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定に基づき、都市計画事業を次のように認可した。

令和5年12月5日

愛知県知事 大村 秀章

施行者の名称	都市計画事業の種類及び名称	事業施行期間	事業地	図書の縦覧場所
江南市	尾張都市計画道路事業3・4・75号江南通線	令和5年12月5日から令和12年3月31日まで	収用の部分 江南市古知野町広見及び本郷地内 使用の部分 なし	江南市役所

愛知県告示第476号

愛知県営住宅条例（昭和28年愛知県条例第13号）第15条の2第1項（同条例第27条及び第37条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき、知事が定める県営住宅を次のように定め、令和6年4月1日から施行する。

令和5年12月5日

愛知県知事 大村 秀章

名称	所在地
稲葉地住宅	名古屋市巾着区
清船南住宅	名古屋市巾着区
浅井住宅	一宮市
浅山住宅	春日井市
牛久保住宅	豊川市
美和住宅	豊田市
手呂住宅	豊田市
城山第二住宅	小牧市
城山第三住宅	小牧市
福谷住宅	みよし市
諸輪住宅	愛知郡東郷町

**公 告**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4箇月以内に限り、愛知県に対し意見書の提出により意見を述べるができる。

令和5年12月5日

愛知県知事 大村 秀章

- 1(1) 大規模小売店舗を新設する者又は設置している者
  - ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
芙蓉総合リース株式会社  
東京都千代田区麴町五丁目1番地1  
代表取締役 織田 寛明
  - イ その他大規模小売店舗を新設する者又は設置している者  
1名（縦覧による）
- (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地  
カメラガーデン幸田  
額田郡幸田町大字高力字沖原1番地
- (3) 大規模小売店舗の変更の日  
縦覧による。
- (4) 大規模小売店舗の変更の事項及び概要

届 出 事 項	変 更 前	変 更 後
小売業を行う者	株式会社ケーヨー	変更前に同じ
氏名又は名称	株式会社ケーヨー	変更前に同じ
代表者の氏名	代表取締役 實川 浩司	同
住所	千葉県若葉区みつわ台一丁目28番1号	同
その他小売業を行う者	5名（縦覧による）	6名（縦覧による）

- (5) 大規模小売店舗の変更の理由  
小売業者の代表者の変更及び入店のため。
- (6) 届出の日  
令和5年11月9日
- (7) 届出等の縦覧場所  
愛知県経済産業局中小企業部商業流通課（名古屋市中区三の丸三丁目1-2）
- (8) 届出等の縦覧の期間及び時間  
令和5年12月5日（火）から令和6年4月5日（金）まで（日曜日、土曜日、令和5年12月29日、令和6年1月2日及び3日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時30分まで
- (9) 意見書の提出期限及び提出先  
令和6年4月5日（金）  
愛知県経済産業局中小企業部商業流通課
- 2(1) 大規模小売店舗を新設する者又は設置している者
  - ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
大和ハウスリアルティマネジメント株式会社  
東京都千代田区飯田橋二丁目18番2号  
代表取締役 伊藤 光博
  - イ その他大規模小売店舗を新設する者又は設置している者  
1名（縦覧による）
- (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地  
アクロスプラザ扶桑  
丹羽郡扶桑町大字高雄字下野7番地ほか5筆
- (3) 大規模小売店舗の変更の日  
令和5年10月1日

(4) 大規模小売店舗の変更の事項及び概要

届出事項	変更前	変更後
大規模小売店舗を新設する者又は設置している者	氏名又は名称 大和ハウスリアルティマネジメント株式会社	変更前に同じ
	代表者の氏名 代表取締役 伊藤 光博	同
	住所 東京都千代田区飯田橋二丁目18番2号	同
	その他大規模小売店舗を新設する者又は設置している者 1名（縦覧による）	1名（縦覧による）

(5) 大規模小売店舗の変更の理由  
建物設置者の商号変更のため。

(6) 届出の日  
令和5年11月9日

(7) 届出等の縦覧場所  
愛知県経済産業局中小企業部商業流通課（名古屋市中区三の丸三丁目1-2）

(8) 届出等の縦覧の期間及び時間  
令和5年12月5日（火）から令和6年4月5日（金）まで（日曜日、土曜日、令和5年12月29日、令和6年1月2日及び3日並びに国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時30分まで

(9) 意見書の提出期限及び提出先  
令和6年4月5日（金）  
愛知県経済産業局中小企業部商業流通課

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により新城市長から意見書の提出があった。

令和5年12月5日

愛知県知事 大村 秀章

1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ドラッグコスモス石名号店  
新城市字石名号30番11ほか

2 提出された意見の概要

(1) 駐車需要の充足等交通に係る事項

営業時、廃棄物搬出の際は、東側歩道の車両縦断や乗り付けをしないこと。歩行者の通行に支障をきたさないよう十分に注意されたい。

市道東新町桜淵線及び市道札幌石名号線が、新城小学校及び新城中学校の通学路となっているため、通行には十分注意されたい。

(2) 騒音の発生に係る事項

特定施設設置届及び特定建設作業届の提出が必要。振動の発生に関しても同様とされたい。

(3) 廃棄物に係る事項等

廃棄物の処理について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に則り、適切に処理されたい。

(4) その他の事項

施工、維持管理において、市管理道路、水路に影響を与えないこと。やむなく道路、水路を使用する際はその都度協議されたい。

3 提出された意見の縦覧場所

愛知県経済産業局中小企業部商業流通課（名古屋市中区三の丸三丁目1-2）

4 提出された意見の縦覧の期間及び時間

令和5年12月5日（火）から令和6年1月5日（金）まで（日曜日、土曜日、令和5年12月29日、令和6年1月2日及び3日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時30分まで

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定に基づき、東浦町土地改良区の役員が次のように住所を変更した旨の届出があった。

令和5年12月5日

愛知県知事 大村 秀章

理事 篠田 茂久 知多郡東浦町大字森岡字岡田37

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定による通知について、次

のとおり、その相手方の所在が不明であるため、同法第189条の規定に基づき、その通知の内容を瀬戸市役所に掲示した。

令和5年12月5日

愛知県知事 大村 秀章

1 保安林の所在場所及び所在が不明である通知の相手方

保安林の所在場所	所在が不明である通知の相手方
瀬戸市片草町162	西山 良子
同 片草町163の3	長江桑三郎
同 岩屋町7	加藤嘉兵衛
同 鳥原町792	河村 知江
瀬戸市鳥原町797	石田 光利
同	加藤 孝子

2 通知の要旨

令和5年愛知県告示第377号のとおり、保安林の指定施業要件を変更する予定である。

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、岡崎市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があった。

令和5年12月5日

愛知県知事 大村 秀章

作業地域	作業期間	作業種類
岡崎市西本郷町	令和5年7月14日から 令和6年3月31日まで	公共測量（基準点測量）

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第29条第1項の規定に基づき、下山土地区画整理組合から就任した理事の氏名及び住所の届出があった。

令和5年12月5日

愛知県知事 大村 秀章

柴田 俊二 名古屋市名東区藤が丘26	寺島 孝典 同 下山15
柴田 法子 同 名東区豊が丘2001	寺島 光夫 同 下川原17-6
寺島 勝彦 長久手市下山18-1	寺島 芳徳 同 下山25
寺島 幸子 同 樫木51	吉田 昌晴 同 樫木32の1・33

次の都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定に基づき許可した開発行為に関する工事のうち次の公共施設に関する工事は完了した。

令和5年12月5日

愛知県知事 大村 秀章

許可番号	許可年月日	開発許可を受けた者の氏名	開発許可を受けた者の住所	開発区域に含まれる地域の名称	公共施設の種類の種類	公共施設の位置及び区域
5尾建 96-135	令和 5.11.9	細田日出子	あま市木田東屋敷北切 6	あま市木田加瀬41 の一部	道路	あま市木田加瀬41の一部

次の都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定に基づき許可した開発行為に関する工事は完了した。

令和5年12月5日

愛知県知事 大村 秀章

許可番号	許可年月日	開発許可を受けた者の氏名	開発許可を受けた者の住所	開発区域に含まれる地域の名称
5西建 44-14	令和 5.6.9	有限会社石原不動産 取締役 石原 悦雄	豊田市美里6-17-38	みよし市福田町清水74-2ほか 4筆
5尾建 96-26	5.5.16	渡辺 裕仁 渡辺 三枝	愛西市藤ヶ瀬町東藤94	愛西市藤ヶ瀬町東藤94及び95- 1

次のとおり一般競争入札に付します。

なお、本調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第

372号)の規定が適用される調達契約に該当する場合があります。

令和5年12月5日

愛知県病院事業管理者  
病院事業庁長 高橋 隆

## 1 調達内容

### (1) 調達案件の名称及び数量

愛知県がんセンターで使用するガス

予定使用ガス量 669,000m<sup>3</sup>

### (2) 調達案件の仕様等

入札説明書で示す仕様等とします。

### (3) 履行期間

令和6年4月の一般ガス導管事業者の定める定例検針日の翌日から令和7年4月の定例検針日まで  
(地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3の規定に基づく長期継続契約)

### (4) 履行場所

愛知県がんセンター(名古屋市千種区鹿子殿1-1)

### (5) 入札方法

ア この入札は、あいち電子調達共同システム(物品等)のサブシステムである電子入札システム(以下「電子入札システム」という。)により実施するため、電子署名及び認証業務に関する法律(平成12年法律第102号)に基づき主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行した電子証明書又は商業登記法(昭和38年法律第125号)に基づき登記官が作成した電子証明書のうち、一般財団法人日本建設情報総合センターが提供する電子入札コアシステムに対応した証明書を格納しているカード(以下「ICカード」という。)が必要です。

電子入札システムにより難しい場合は、紙による入札書の提出により入札に参加することができます。

イ 詳細な入札方法は、愛知県病院事業庁物品等電子調達実施要領によるものとします。

アドレス <https://www.pref.aichi.jp/soshiki/byoin-keiei/0000043830.html>

ウ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

## 2 競争参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) この公告の日から開札の日までの期間において、「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」(平成24年6月29日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結)1(1)アに規定する調達契約からの排除措置を受けていない者であること。

(3) この公告の日から開札の日までの期間において、病院事業庁指名停止等取扱要領に基づく指名停止を受けていない者であること。

(4) 物品の製造等に係る愛知県入札参加資格者名簿(令和4年4月～令和6年3月)の大分類「01. 物品の製造・販売」、中分類「23. 燃料」のうち小分類「08. 都市ガス」に登録されている者であること。

## 3 入札説明書の交付方法等

### (1) 入札説明書の交付方法

令和5年12月5日(火)から令和5年12月27日(水)までの電子入札システムの稼働時間内に、電子入札システムにアクセスし、ダウンロードして入手してください。

アドレス <https://www.buppin.e-aichi.jp/index.html>

なお、電子入札システムの稼働時間は、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日及び12月29日から翌年1月3日までの日以外の日の午前8時から午後8時までです。

### (2) 入札期間

令和6年1月16日(火)午前9時から令和6年1月17日(水)午後5時まで(電子入札システムの稼働時間は、(1)のとおり。)

### (3) 開札の日時及び場所

令和6年1月18日(木) 午前10時

愛知県がんセンター運用部管理課

### (4) 契約条項を示す場所及び問合せ先

愛知県がんセンター運用部管理課予算・調達グループ

名古屋市千種区鹿子殿1-1(郵便番号464-8681)

電話(052)762-6111 内線2261

## 4 その他

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 入札保証金

入札に参加しようとする者は、見積金額の100分の5以上の金額の入札保証金（愛知県病院事業庁財務規程（平成16年愛知県病院事業庁管理規程第25号。以下「財務規程」という。）第145条に定める入札保証金に代わる担保を含む。）を開札期日までに納めなければなりません。ただし、財務規程第144条の規定により、全部又は一部の納付を免除されたときは、この限りではありません。

(3) 入札の無効

財務規程第142条（入札の無効）の規定に該当する入札及びICカードを不正に使用して行った入札は、無効とします。

(4) 契約書作成の要否  
要

(5) 競争入札参加者に要求される事項

入札に参加しようとする者は、競争入札参加資格確認申請書を令和5年12月5日（火）午前9時から令和5年12月27日（水）午後5時までの間に電子入札システムにより、関係書類を令和5年12月5日（火）午前9時から令和5年12月27日（水）午後5時までの間に電子入札システムにより又は3(4)の場所に持参若しくは郵送（令和5年12月27日（水）午後5時までに必着）により、提出しなければなりません（電子入札システムの稼働時間は、3(1)のとおり。）。なお、提出した書類について説明を求められたときは、これに応じなければなりません。

提出された競争入札参加資格確認申請書及び関係書類を審査した結果、当該調達案件を請け負うことができる者と認められた者に限り、参加を認めるものとします。

(6) 落札者の決定方法

財務規程第147条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

(7) 調達の条件

本調達は、議会における当該調達に係る予算の成立を条件とするものです。

(8) その他

ア 契約書の作成は、電子契約サービスを使用して契約内容を記録した電磁的記録（電子契約書）を作成する方法によることができます。

イ 詳細は、入札説明書によります。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of products to be purchased: Town gas to be used in Aichi Cancer Center. Estimated amount required 669,000 m<sup>3</sup>.
- (2) Bidding period: 9:00 a.m., January 16, 2024 - 5:00 p.m., January 17, 2024
- (3) Contact point for the notice: Budget and Procurement Group, General Affairs Division, Administration Office, Aichi Cancer Center  
1-1 Kanokoden, Chikusa-ku, Nagoya, Aichi 464-8681 Japan  
Tel. 052-762-6111 Ext. 2261